

入間台自治会集会所等の利用基準(改訂)

お問い合わせは、事務局 集会所利用受付係 まで

令和6(2024)年1月6日改正

1. 利用者の範囲と優先順位 (表1)

優先順位	利用者の範囲
1	1 自治会に関する各種会議及び行事等
2	2 自治会公認の団体・サークル
3	3 自治会に関するボランティア活動のための会議等
3	4 子ども会が主催する活動及び会議
3	5 自治会内の PTA に関する会議等
3	6 自治会会員の個人利用
	7 その他、自治会長が適当であると認めるもの (会員のために慣例的に行われているものを含む)

2. 利用時間及び利用料金

利用時間	利用者	利用料金
原則 9時から21時	表1の1, 3, 4, 5	無料
	表1の2の内 年間20回未満の利用	2,000円／年
	表1の2の内 年間30回以上の利用	3,000円／年
	表1の6	1日・1回 200円
	表1の6の内 小中学生	無料
	表1の6の内 緊急を要する告別式、祝事・法事	午前・午後 各5,000円

3. 利用申込み手続きと利用方法

1. (1)自治会会議と行事 (2)公認団体サークル		それぞれの活動予定と、年間利用計画書によります。それ以外は一般使用に準じます。
2. 一般利用 受付係へ、右のいずれかの方法で申込みます	電話	①利用月日と時間 ②希望の部屋 ③住所氏名 ④電話番号を知らせて予約します。
	メモ	①～④を記入し、受付係自宅ポストに入れます。確認後、受付の連絡をします。
	小中学生の使用は、保護者の申込みが必要です。	
3. 利用方法	(1) 係に利用料(光熱水費)を支払い、 <u>鍵を借り、料金を支払います。</u> (2) 使用後の清掃:ホール及びトイレはモップ掛け、防犯・防火・消灯のチェックを確実に行うこと。 (3) 利用報告書に記入し、鍵を返納します。	

4. その他
- 個人利用について、利用目的によっては会長・事務局長との協議の上お断りする場合があります。
 - 政治活動、宗教活動、営利活動の利用はできません。
 - 地域外の方が部分的に参加した利用も可能です。
 - 鍵の管理は、自治会役員(会長、各部正副部長、集会所正・副担当者)の他、自治会公認団体・サークルについては、年間利用申請に応じて責任者に預けます。
 - 路上駐車しての利用は認めません。